

におきまして審議いたしました結果、一部修正案が参議院で成立いたしましたので、こちらに参つておりますので、一応その参議院の修正を私どもの方から御説明申し上げておきたいと思ひます。

参議院の修正点は第十三条でありまして、政府の原案におきましては、従来の第十三条におきまして公共福祉用財産、あるいは皇室用財産、このような財産を取得するとか、あるいは他の財産をこれらの財産に振りかへるとか、あるいはこれらの公共福祉用財産、皇室用財産の用途を廃止しよう、こういうときには、それ、国会の議決を経る、かようなことに相なつておつたわけでありまして、それで今回の政府の改正案は、この十三条の規定を改正いたしました、まず第一に、皇室用財産につきましては、非常にこまかい財産まで取得するたびに一々国会の議決を経るというところは適當と思われませんので、三百万円以上の財産であるとか、年間を通じて合計額が三千万円以上に達する場合、こういう場合に限つて国会の御議決を経る、かように規定をいたしました。

その次に、公共福祉用財産につきまして国会の議決を経る点につきましては、今回の修正案は、この十三条の規定におきまして、公共福祉用財産の分類等が廃止されました関係もありまして、その規定を削除したわけでありまして、それに対して、参議院の修正は、この公共福祉用財産につきまして削除しました点を一部復活いたしましたので、この改正規定にありまして、公園または広場、これは今回の新しい分類におきましては公共用財産ということに

相なるわけでありまして、この公園または広場につきまして、これを用途を廃止する、あるいは変更する、あるいは公共用財産以外の行政財産としよう、つまり公園または広場というものを他のものにかへようという場合には、国会の御議決を経なければならぬ。これもしかし但書がございます、三百万円以下の小さいもの、あるいは年間を通じて、そういう用途を廃止したりする財産の価格の合計額が三千万円以下の場合、かような場合には国会の議決を経る必要がない、かような趣旨の修正案があつたわけでございます。それで、これは現実の問題として、国の財産であります公園または広場というものは、現在のところ皇居前の広場、それから新宿御苑、それから京都の御苑、この三つしか指定されておられません。地方公共団体が国有地を借り受けて公園にしてあるといつたようなものは、ほかにたくさんあるわけでございますが、ここに

ある国有財産で、直接に公園または広場として指定されておりますものは、ただいま申し上げました三つだけあります。またその三つにつきまして、常識的に考えまして、これを廃止するとか他の用途にかへるといふようなことは想像されませんので、政府の原案におきましては、特にそういうものにつきまして規定を設けておく必要もなからうと考へたわけでありまして、しかし特にこういう規定がありまして、政府の方の取扱ひをいたしまして、さようなわけでありまして、別段支障はないであらうというふうに考へております。なお但書が参議院の修正におきまして付せられておりました。

て、三百万円以下のもの、あるいは年間を通じて三千万円以下の場合には、国会の御議決を受ける必要はないといふふうになつておるわけでありまして、これは新宿御苑とか、あゝいう場合を考へてみましても、一部の建物等につきまして、用途を廃止してとりこむとか、移築するとか、こういうような場合も起り得るわけでありまして、このように規定が必要であらうといふふうに考へております。さような意味におきまして、参議院で御修正になりました点は、これまでの規定をなくして、別段支障はないといふふうに入りました。もとしまして考へておるような次第であります。

○千葉委員 質疑を許します。小川君。

○小川(豊)委員 私はきのう食糧庁長官に伺つて、大体了解したのですが、了解した後にいろいろ問題が出ておりましたので、これはどうも化かされたのじやないかと思ひますが、そこで国税庁長官にお伺ひしたいことは、この前の例の黄粟米ですが、これは三社か五社に国税庁長官の申請で払い下けておるわけですね。あれは申請しつばなしで、あとはあなたの方ではそれに対する監督とか、責任は全然持たなくていいわけですか。それとも持つべきなんですか。

○平田政府委員 先般申し上げました払下げの件でございますが、今御指摘の三つに売渡しの受けました件は、昨年一番初めにやりました件でございますので、食糧庁から売り渡してもいいとい

いうような話がありまして、指名入札に参加し得る資格者を推薦してもらいたい、こういうことでございましたので、業界に希望者を聞きまして、その中から適格者といひまして、実は五名ほど指名入札に参加し得る資格のものとして推薦したわけでございまして、そのうち一人は入札に参加しないで、結局三人が落札したということでございまして、そのあとの現物の入手につきましては、その当時といたしましては、もつぱら食糧庁の米を売り渡すこととございまして、国税庁といたしましては関与いたしておりません。ただその後、次のものは、入札の状況その他から見まして、先般も食糧庁から話がありましたように、もう少し丁寧な扱いをしまして、希望の価格と数量を定めて、適当と認める額をそれぞれ業者にございましてきめまして、食糧庁長官に必要な数量の黄粟米を払い下げてほしい、こういうことを

食糧庁といたしていただくわけでありまして、その際に、先般もお話ございましたように、どういふ人を通じて売渡しの受けかといふことについて、あわせてしてもらつてほしいという希望がありましたので、食糧庁と相談いたしましたので、その当時は、御指摘のようなある会社を通じて売渡しようといふことにいたしましたのでござい

ます。しかし、その後さらにいろいろ私どもも検討いたしました結果、本年さらに売渡しの問題がございまして、これにつきましては、国税庁といたしましては、先般申し上げましたように、業界から希望の数量と価格を募りまして、それが食糧庁の大体予定するところ

ろに達したものを選定いたしまして、食糧庁に付しまして、そのものに必要な数量を一定の価格で売り渡してもらうように、こういうことにいたすつもりでございます。その際において、さらにどういふ米穀の取扱ひ業者を通して入手せしめるかといふことは、どうも国税庁としまして、そこまで吟味して指定して行きますのは少し行き過ぎではなからうかと思ひますので、この方はもつぱら食糧庁でやつてもらふといふことがよろしかう。こちらといたしましては、単に各酒類業者の希望の数量を定めて、一定の条件でそれを査定いたしまして、必要な数量を食糧庁に申し込む。現物化につきましては、やはり食糧庁においてやつてもらふ、ただ現物化された後におきまして、原料米が倉に入りまして、あとは、私どものところで原料の検査はできるわけでございます。これは酒税法によつてございまして、食糧法上の検査ではございませんが、酒税法に基づきます検査はこちらにいたしまして、よくやりますので、先般小川さんが御心配になりましたことも今後におきましてはなにより、私どももいたしまして、食糧庁の検査に協力してやつて参りたい。ただ倉に入らるまでのことにつきましては、こちらにいたしましては、かんといたしたいので、その点は、もつぱら食糧庁の方でやつてもらふことにしたらどうであらうかといふことで、大体そういう方向でその辺を余地がないようにして行くことにしたらどうかといふことで、食糧庁と目下相談中で、大体そういうことになるだらうと思つておりますが、そうやりま

るに達したものを選定いたしまして、食糧庁に付しまして、そのものに必要な数量を一定の価格で売り渡してもらうように、こういうことにいたすつもりでございます。その際において、さらにどういふ米穀の取扱ひ業者を通して入手せしめるかといふことは、どうも国税庁としまして、そこまで吟味して指定して行きますのは少し行き過ぎではなからうかと思ひますので、この方はもつぱら食糧庁でやつてもらふといふことがよろしかう。こちらといたしましては、単に各酒類業者の希望の数量を定めて、一定の条件でそれを査定いたしまして、必要な数量を食糧庁に申し込む。現物化につきましては、やはり食糧庁においてやつてもらふ、ただ現物化された後におきまして、原料米が倉に入りまして、あとは、私どものところで原料の検査はできるわけでございます。これは酒税法によつてございまして、食糧法上の検査ではございませんが、酒税法に基づきます検査はこちらにいたしまして、よくやりますので、先般小川さんが御心配になりましたことも今後におきましてはなにより、私どももいたしまして、食糧庁の検査に協力してやつて参りたい。ただ倉に入らるまでのことにつきましては、こちらにいたしましては、かんといたしたいので、その点は、もつぱら食糧庁の方でやつてもらふことにしたらどうであらうかといふことで、大体そういう方向でその辺を余地がないようにして行くことにしたらどうかといふことで、食糧庁と目下相談中で、大体そういうことになるだらうと思つておりますが、そうやりま

すれば、御懸念のないよう／＼な問題もつきりして参りまして、問題が起るようなこともまずなくて済むようになりはしないか、かように考えておる次第でございます。

○小川(豊)委員 きのう食糧庁の長官にお聞きしたところによりますと、通産省の方の關係へ行くものに対しては、食糧庁としては倉出しまでの責任である。通産省の方は、自分の倉庫に入つてからの責任であるが、途中は責任はないという一つの欠陥がわかつて来たので、これは是正してもらわなければならないということになつたのです。そこで、今あなたのお答で通産省を推薦なすつたということですが、この表の例で申しますと、東洋醸造に三千トンあなたの申請で払い下げられた。これは、あなたの方では適格者と判断されて申請した。ところがこの東洋醸造は、私はつい二、三日前までは、一社(千二百トン、あと百トン)か二百トンか和歌山県にやつたということであつたと思つていたが、東洋醸造はまだほかへも出してゐる。そうすると、東洋醸造は自分で払下げを受けなければ、自分で使つていないんじゃないかという数量が出て来る。そうすると、適格者として、こういう目的でこういう用途に使う、こういうことが査定されて払下げを申請されたと思ふのですが、その適格者が、私どもから見るとひとつも適格者ではなく、自分では何も使つていないんじゃないか、こういうことになる、あなたの申請がまことにあやふやな申請しやなかつたか、こういうふうな考えるわけでありまして、こういう目的なり用途なりがはつきりして、その目的、用途に基

いて払い下げられたものが、その目的、用途が変更されてしまつて、他へ流したり流されたり、非常によくない形でそれが使われていることに對する監督責任は、あなたの方でとるべきではないか、この場合は、こういうことが起つても、これに對して何らの措置がとられていないということになる。これはいけないので、これに對する申請者としての監督責任をあなたの方は負うべきじゃないか、こう思つて私はお尋ねするのですが、この点はいかがですか。

○平田政府委員 ただいま申しましたように、昨年中二度ほど実はやつておるわけでございますが、今御指摘のものは、昨年五月、最初に払下げを受けたケースでございます。最初の際には、先ほどから申し上げましたように、石数とか数量とかは全然こちらが希望してゐる、これは、しようちゆうなり合成酒等に黄麥米を使うに適する事業をやつておるから、競争入札に参加しても適當である、こういう意味で希望を募りまして、実は五人ほど推薦いたしました。競争入札をやつてもらつたわけでございます。その入札の際に、御指摘の通りに、東洋醸造が三千トンでございますか入札した、これは事実でございます。その数量は、競争入札でございますから、こちらからは何ら指定いたしておりません。それからその後さらに、先般も食糧庁長官からお話になりましたように、その中から、用途変更をする場合には、食糧庁長官の承認を要することになつていくようにございまして、その承認を受けまして、協和醸造という会社になし

か千二百トンでございますか、譲り渡してゐるようでございます。ただこれは、先般も食糧庁長官から話がありまして、成規の消費の手続を経ております。それから食糧庁といたしましても、同じく酒造用の原料に使うのなら、人は違つて同じ用途であるからよからうという意味で、承認されたものと考へておるわけでございまして、それは今御指摘の通りでございます。

そのほか、今御指摘の、一部が和歌山地方とかへ、どうも途中で横流れしてゐる事件がある。これはいろいろ問題だと思つてございまして、私の方は、先ほど申し上げましたように、業者のこういうものが競争入札に参加する資格ありということで、実は推薦いたしてゐるわけであります。その現物化につきまして、こちらで一その当時考慮してどうする、こうするといふところまで行きますのは、どうも少し筋が違ふ。これはむしろ売渡す予定の米を、どういう方法でどういふところに払下げするかという、その手続の問題になつて来るわけであります。これは主として食糧法の円滑適正な運用ということになるのではないかと申します。ただ、もちろん先ほど申し上げましたように、私も税の取締りをやつておりますが、その取締りの規定できる範囲内におきまして食糧法の適切な施行に協力するということも当然のことでございます。そのし得る点は、先ほど申し上げましたように、現物が倉に入つた後は、税務署で検査権限がありますので、その検査権限を適用いたしまして、必要な監督を加えて行くことは当然であらうと存じます。それは今後もし

て行きたい。それから、さらに今申し上げましたような若干不都合な点がございまして、二回目からはそういう方法をとらないで、第二回目は、数量も実は国税庁で希望を聞きまして、必要な数量を割当てたのでございまして、これは、この間お配りした表に出ておりますように、十二、三工場あつたかと思ひますが、同じような業者に全部照会を發して、希望の数量と価格を言わせて、總括をございまして、その間から、その總括の中において、能力とか値段の方を見て公平に割当てまして、その米を、先ほど申しましたようにある会社を通じて食糧から売り渡して貰つた。これは指名競争契約でなくて、隨意契約で売り渡してゐる。むしろこの方が、売渡しの方法としましては、よけいな数量を得て適當にするといつたような競争入札上の問題も少なくなりますので、数量を明細に厳密によく見てやりますれば、その方がいゝんじゃないかということ、そういう方法をとつてございまして、この方法を今後やりますれば、今御懸念のような問題も大体なくて済むようになるのではないと思ひます。そして現物の取締りにつきましては、私もやはり今後におきましては、私どもは倉に入つたかどうか、これは當然一定の期間に調べて、必要な措置をとつてもいいと思ひますが、主として検査をいたしまして、それによつて横流れ等のないようにする、そのことには、私も同意いたします。そのことには、私も協力する意味で、監督を加えて行くようにし、そういう点をずつと明らかにいたしまして、運用上誤りのないよう

にいたしたい、このように実は考へてゐる次第でございます。昨年のやり方が、最初のととき二度目と少しかわつておりますので、その点御了承願ひたいと思つておるのであります。

○内藤委員 関連して……平田さん、私はここに盲点があるのじゃないかと思つてゐる。それは、食糧庁の方は自分の倉庫から出す、そこまでは責任がある。あなたの方は、酒屋さんの倉庫へ入る、それから責任がある。この間が盲点になつてゐる。あなたの方は、何でも権限を少しでもとう／＼という非常に御熱心な方々なんぞでございますが、この盲点をほつたらしくになつておるのでございまして、それで和歌山県へ行つたりとこへ行つたりするといふことになるのであります。これはひとつ食糧庁とよく御相談いただきましてこの盲点のないようにしなければ、やはりこれは妙なところへ流れて行くのではないかと思つてゐる。少くとも権限を御熱心なお役所な

んでございまして、——これはまことにいいことなんぞでございますが、どこが盲点を突き詰めるければならぬと思ふのです。将来も黄麥米が出て来ると、こういうことが起るといふことはよくないことであるから、できるだけこういう盲点をなくするよう、両者よく御相談の上でやつていただきたいと思ひます。

○春日委員 私も同一の問題について質問をいたし、同一の疑惑を強くしたのであります。昨日食糧庁長官から、前金でなければ米は出さない、通産省では、荷物が着いてからでなければ金が払えない、ここにギャップがある。

だれか中に入つて、この荷物を運んだ
り、代金授受の代行をする会社が必要
になつて来る、いわくトンネル会社
が必要になつて来る、こういうことであ
らうと思ふのであります。ただいま内
藤さんが指摘なさつたのも、その盲点
であるギヤツプに対しての問題だらう
と思ふのであります。私も、私どもがさ
らに強調しなければならぬことは、こ
のギヤツプのために、たとえば黄粟米
の処分にして、砂糖の処分にして、碎
米の処分にして、ここで実に大きな利
益がトンネル会社にあげられてあるこ
とである。この利益たるや、このギヤ
ツプさえなければ、当然それだけ高く
農林省は処分することができたであ
らうと思ふのであります。私が指摘し
たいことは、お互いの血税でもつて高
い外米を買つたのだから、一銭でも高
く処分をしなければならぬのに、そ
の盲点があるために安く処分をして、
中間トンネル会社に巨利を博せしめ、
はしむままにせしめて、これに対して
何とも手の下しようなない状態です。
先般来小川君が指摘いたしましただけ
でも、何億という金額にならうと思ひ
ます。トン六千円としまして、一つの
取引で何千万円というものが何回か
にわたつて行われておるわけでありま
す。私どもはこういうような盲点は、
すべからず算決算及び会計令です
か、その必要な改正を行ひまして、
少くとも碎米や麦質米を処分しようと
思ふときの代金授受については、必ず
しもそういうしやくし定規の法律に拘
泥することなく、実質的な取引で処分
が行われて、国民がかつて負担したと
ころの輸入に関する高い代金を少して
もカバーできるような態勢をおとりに

なることが、私は政府を通じての責任
でなければならぬと思ふわけでありま
す。日本糧穀にしろ、東洋糧穀にしろ、
まるでうぐいすの谷渡りみたいなもの
で、その間をあちらに渡りこちらに渡
りというやうなことで、その間に何億
という金を現実に占めておる。あなた
方はこういうことにお気づきにならぬ
はずはない。私が非常に遺憾に思ふこ
とは、小川さんの指摘されたことによ
つて国会の論議の的になり、しかも国
民は大きな関心をこの一点に集中し
ておるのですが、われ／＼が気づく前
に、当然政府間において、こういう盲点
があり、トンネル会社に大きな利益を占
められておるのだから、これは何とか
しなければならぬとお気づきなされて
しかるべきだと思ふ。指摘されて、そ
れを改正しようという積極的な御答弁
も、これは国税庁長官から、通産省
からも、あるいは食糧庁長官からも、
一べんも言明されたことがないので
す。今の御答弁によりまして、あな
た方は、その辺の盲点をいかに正し
て行こうかという積極的、具体的な施
策が示されておられます。これについ
てどういう対策をお持ちになつてお
るか、将来長くこういうトンネル会社
を残して、そのトンネル会社に巨利を
得せしめ、国民の税金をさらに加重せし
めることをなお看過せんとする御意向
であるかどうか、この点について平田
さんの御意見を伺つておきたいと思
ふのであります。

○平田政府委員 この問題に關しまし
て、いろいろ御意見、御注意を承つて
いるのでございますが、これは私ど
も、しごくごもつともな御注意が大部
分じやないかと実は存しておるので
ございます。そこで私は、こういう問題
に對しましては、御指摘のようにな
るだけ責任の限界を明らかにして、そ
こではつきりした仕事をやつて行く
ということが、何と申しましても一番大
事なことではなからうか、その意味に
おきまして、国税庁としましては、国
税庁として責任を負うべき分野を最初
から明らかにいたしまして、その限り
におきましては、きつちりとした仕事
をやる、それから食糧庁は食糧庁とし
て、どこまでどういう方法で責任を負
うて行くか、通産省の方は通産省とし
てどうするか、その辺のところを、ま
ずお互いによく法令等を明らかにいた
しまして、はつきりきめておかつたら
どうだろうか、これが私どもの一つの
考え方でございます。なおちよつとそ
れにつけ加えておきますが、その際
におきまして、主としてやるにいたし
まして、お互いに協力し得るという
関係も成り立ち得る。食糧庁の主とし
て責任を負うべき問題につきまして
は、私どものできる範囲におきまし
て、できるだけ協力してやる、こうい
う分野もあつていいと思ひますが、そ
の辺のところをあらかじめ明らかにし
ておきましてやりましますと、御指摘
のような問題を起す余地が非常に少な
く済むんじゃないか、そういう方向
でできたい。

それからもう一つは、その際におき
まして、横流れがないようにしなければ
ならぬ、これは御指摘の通りでござ
います。それにはどういう方法がいい
か。それから中間の業者をして扱わし
めた方がいいかどうか、これは、私ど
も率直に申し上げまして主として會計
法規と、それから食糧庁の米の取扱
に關する大体的方針と申しますか、そ
ういふものに關連して来ると思ひま
す。そういう点につきましても、先ほ
どから御指摘のように、どうすれば最
もコストが少くて、しかも横流れのお
それがない方法で行き得るか、これは
もちろんそういう角度で検討すべき問
題だと考えております。しかしこの問
題は、率直に申し上げて、主として食
糧庁が自分の米を利用者に売り渡す仕
事でございまして、私の意見としま
しては、食糧庁が主としてその問題に
ついては責任を負つてやつて行く、こ
れが率直に申し上げまして筋ではない
か、食糧庁の方がおられますが、私
はかように考えております。その際
におきまして、私どもも、もちろん需要
者を満足しまして申請しました関係も
ございまして、その荷物が一定の時
までに確実に入つていくか、入つてい
ないか、入つたあとどういふふうにか
監督を加えて行くか、これは食糧庁に對
する協力という関係で、私どももやは
り監督を加えて行つたらいひのではな
いか、このように考えております。會
計法あるいはその他にも問題がありま
して、こういう場合におきまして、な
かなか一般的な適切な措置がとれない
場合も過去においては例があるよう
でございます。そういう問題につきま
しても、よく検討いたしまして、再び國
会でおしかりを受けるようなことにな
らぬように、私どもとしましては十分
配慮いたしまして、やつてみたいと思
はれておる次第であります。

○春日委員 この問題につきまして、
国税庁長官の立場においては、十二分
の配慮を加えるということでは了解を
いたしました。問題は、依然としてこ
れは食糧庁と通産省との間にあらうと
思ふのであります。こういうやうな法
律の盲点があるということは国民は知
りません。私どもも小川君がたま／＼
これを強く指摘し、これはいろいろ討
議して行く過程において明らかになつ
て参りました。しかもこのトンネル会
社たるや、歴代の食糧庁長官の前歴の
ある諸君が、その社長である、こうい
う点において、国民の疑念はさらに深
いと思ふのであります。私は、これら
の法律の運用を通じて、これは政府部
内における共同謀議といつてもいい
らぬもので、当然そういうやうな大
きな負担を国民にかけるということが
わかつておるならば、その法の盲点
は当然是正すべき義務があると思ふ。私
はできる限り誠実な努力が加えられて
いふと思ふ。ところが本日まで、それ
に對して積極的な努力が加えられてお
らない。依然として将来も、この法律
の存する限りそういうやうなトンネル
会社があつて、一トンについて六千円
とか七千円とかいう途方もない巨利を
かせいで行く。国民は税金を納めて途
方もない高い米を輸入して、それが安
い値段で取下げられて行くといふこと
を、指をくわえてみていなければなら
ぬ。このようなことは、私どもは國會
を通じて、嚴重にこれを是正する必要
があると思ひます。

そこで私は委員長に申込みたいこと
は、この政府部内において、農林省と
通産省との間に、碎米、麦質
米、こういうやうなものを処分する場
合における操作について、やはりこれ
が合理的に、もう少し適切妥當に、國
民の納得できるやうな規模とケースに
おいてこれが処分されるやう、嚴重に

当局に対して私は注意を喚起されたいと思ひます。これが取扱いについては委員長に御一任を申し上げますから、当局に対する適切な申入れと、それに対する推進をひとつお願いいたしたいと思ひます。

以上をもつて私の質問は終了します。

○千葉委員長 たいまの春日君のお申出はまことにごもつともと思ひますので、委員長におきましては、さようとりはからいたしたいと思います。

では次に小川豊明君。

○小川豊明委員 国税庁長官の方は、今春日委員から私の言わんとすることを質問なさいましたので、私はこれでおきます。

次に、銀行局長にお伺いをいたしますが、大體閣下して来るのですけれども、国民金融公庫の問題で尋ねたいと思ひます。どうも金融公庫に対して非常に大きな期待が持たれていながら、国民金融公庫は、金融機関としての仕事は簡単にほかでもないというより、これは非常に人手が足りないのじやないかと思はれる点がある。仕事の分量に対して人手が足りない、それからもう一つは、予算が何かの關係だろうと思ひますが、出張をすることができないという点もまた聞かれます。もう一つは、先般もストライキが何かのことがちよつと問題になつたが、この待遇はやはり、私はよくないのじやないか、こういうのは、少くとも一般金融機関の平均までは引上げてやることの方が重要じやないか、こういうように考へておるが、これに対する御答弁をいただきたい。

もう一つは、この金融公庫は、相互

銀行あるいは信用金庫を代理店にしてやつておられたい。そこで、この場合にこういう問題が出て来るのです。これを代理店にしていると、そこに借入れに行く、そうすると、借入れられた場合に、やはり金庫なり相互銀行なりは日掛もしくは月掛の預金をさせるが、公庫は、そういうことはさせません、公庫は、できないわけ、代理店がそういうことをさせるといふことは、非常に利用者を困らせている。こういう事実があるのですけれども、こういうことに対して、あなたの方ではどういふ措置をとられようとしておられるか、お尋ねしたいと思います。

○河野(通)政府委員 お答え申し上げます。国民金融公庫の人員及び経費の問題であります。これはたび／＼本委員会でも御質問を受けております。なか／＼小口の貸出でありますために、非常に人手を要することはその通りであります。今般の予算におきましても、ある程度人員の増加もはかつて参つておりますし、また経費等につきましても、必要最小限度のものは計上して参つておるわけでありまして。ただ問題は、それで十分かどうかという点であります。この点は、言葉は非常に悪いのでありますけれども、おのずから程度もあらうかと思ひます。各従業員の方が非常にお忙しい状態にあることは、私はよく承知をいたしておりますが、さればといつて、非常に大幅に人員をふやすといふことも、この政府機関としての立場からやはり考えなければならぬ点もあらうので、私どもは、業務の遂行に支障のない限りにおいて、必要最小限度の人員の充実にい

うことをはかつて参りたい。今後におきまして、これらの実情をよく見ました上で、人員の強化が必要でありますならば、この点についても考へて参りたい、かように存じております。

次に、給与の問題であります。これは御案内のように、昨年の春、国民金融公庫の従業員が公務員の適用を解除したたのに応じて、相当大幅なる引上げを行つて参つております。現在は大體一万八千円というペー

スになつておりますが、同種の政府の各種の機関、ことに金融機関でありますところの日本開発銀行でありますところ、日本輸出入銀行でありますところ、そういったものといつて、ならみ合せたり、あるいは公共企業体でありますところの専売公社でありますところ、あるいは国有鉄道、こういったものにおける給与との均衡等も考えながら、今きめられておる給与のベースにつきましても、私は決して他の類似の機関に比べて、はなはだしく低いとは思へておりません。しかし今後の実情に応じて、これがはなはだしく均衡を失して低いということが事実として現われて参りますれば、この点について、私どもは是正をするのにやぶさかではないのであります。

それから代理店は、国民金融公庫といたしまして、支所等につきましておのずから制限があり、従つて手の届きませんところは、他の一般の民間の金融機関に対して業務の代理を委託いたしておるわけでありまして、これらの機関が、今お示しのように、国民金融公庫からの貸出しを行うにあたりまして、その資金と一部を預金として強制的に預託せよといつたような、言

葉は非常に悪いのであります。いよいよ両建を強制したといふような事実がありますならば、これははなはだよくないことだと思ひます。従いまして、そういう強制的な両建といふことが行われておるようでありましたら、これは即刻とりやめるように、国民金融公庫からそういう指令を各代理店に対して出させるように配慮いたしたいと思ひます。なおこの点は、本日国民金融公庫の總裁も見ておられますから、そちらの方からも聞き取りをお願いしたいと思います。ただ問題は、取引者の間におきまして、預金といふものは必ずあるわけ、金融機関におきましては、貸出し、預金といふものは、両建といふ言葉は悪いのですが、両方必ずあるわけ、普通の企業は、金を借りても、その金はやはり預金として置いておいて、それを小切手なりいろいろな手形で落して行くということが普通でありますから、ある瞬間をとらえれば、預金と貸出しというものは両方が立つておるのが普通の状態でありまして、従いまして、普通の企業におきましては、いやくも金を借りた人間は、その銀行なり他の銀行に対する預金を一文も持つことがおかしいとは言へない、かように考へております。問題は、結局その両建が非常に強

制されて、かつ不当に多額なものが支払われるといつたようなことがいけな

いのだと私は考へております。これは、単に国民金融公庫とその代理店との間の關係ではなくて、ことしの春以来、この両建問題については、私は全金融機関に対して非常にやかましく自衛方を要望しております。だん／＼よくなつておると思ひますけれども、なお具

體的に、そういう点が非常に行き過ぎになつていような点につきましては、私からさらに十分指導させるように注意をいたしたい。国民金融公庫の代理店に関する限りは、国民金融公庫から、十分そういう点について、しかるべく措置をとらせるようにいたしたいと考へております。

○小川(豊)委員 もちろん金を借りると同時に、預金するといふことは当然あり得る。そういうことは私にもわかる。ただ、その国民金融公庫を利用するといふ者は、非常に零細企業である。そういうところが、この金融公庫から融通を受けると同時に、日掛や月掛が代理店から発生しているといふことは、これは強制と見るよりほかない。また現に利用した人たちが、これだけの金を借りたけれども、これだけかけせられていふ言つていふのだから、確かである。これについては、あなたの方で十分にそういうことをなからしめるといふことを期待するほかない。もう一つは、私先ほど尋ねしてお答えがなかつたと思うのですが、業務上の予算がないので、調査等によつてい出られない、出張等はほとんどなし得ない状態であるがゆゑに、どうしても代理店にのみ頼む。代理店に頼めばこういう問題が出て来る。これはそれを押えればよいわけですが、国民金融公庫は、政府が相当もつておる。だから、これは出張が十分にできるやうにしてやる必要があることじやないか、こう思うのですが、總裁がおいでになれば、總裁から承りたい。

○橋田説明員 出張の問題であります。御承知のように、私どもの店は各県に一つづつが原則であります。その

管轄地域内にできるだけ広い範囲に、まんべんなくということとしますと、出張を相当頻繁にいたしませんと、直接貸しがさばき切れない状況でありますが、出張の関係は、何分人員の關係が中心になりますので、今の人員をもつては、思う通りの出張ができない。やはり計画的に、重点的に行わざるを得ない状態にありますのみならず、相当広範囲にわたります關係上、代理所はいかにしても活用して行かなければならぬ状況にあります。店が各県に原則として一つであるということに大きな制約があるのです。そういう關係で、代理所が現在五百六十軒あつて、働いてもらつておるわけでありまして、代理所は、代理貸しでありまして、私どもと同じように貸付をしていただければよろしいのであります。その点を何とかできる限り実現いたしますように、常に指導監督と申しますか、それを怠らずやつておるわけでありまして、先ほど御指摘のようなことがございますことは、まことに遺憾に存じます。今後とも十分に氣をつけて、それはやつて行きたいと思つております。それからなお、もう一つおるようだというお話であります、予算の方は、御承知のように国会でおきめになつておりますそれに従つていたしております。剰余金は、全部國庫に納付いたすという建前になつておりますので、納付金がある程度今年度は残つたというわけでございますが、經費の点につきましては、大蔵御当局ともいろいろ御相談を進めて、できる限り円滑に、国民大多數の方々の御期待に沿ひ得るような仕事ができるように、

逐時御配慮願つておる状況でございますので、御了承願ひたいと存じます。

○春日委員 ちよつと總裁にお伺ひをしたのでありますが、第十九条の第三項でございませぬ。業務方法書の中で、私が伺ひたいのは、この第三項にいうところの貸付の限度、それから期限、これはどういふふうに申請されておりますか。ちよつとお伺ひいたします。

○橋田説明員 業務方法書で定めております貸付の限度と、それから期限の問題であります。業務方針に定めております貸付は、普通貸付と更生貸付の二つにわかれております。普通貸付につきましては、それがまた甲種と乙種と二つにわかれております。甲種につきましても、金額が一人二十万円、但し連帯の場合は五十万円まで、期限は三年以内ということになつております。乙種は一人五十万円、連帯の場合は二百万円まで貸すことができます。但し百万円を越します場合には、不動産その他適當なる担保を原則として徴さなければならぬ。期限は五年以内となつております。それから更生資金につきましても、限度が五万円、期限は五年以内、かように定められておるのでございます。

○春日委員 私は先般新潟県下を遊説いたしましたときに、次のような陳情を受けました。それは栃尾の町であります、その地方は、化繊の工業が非常に盛んなところであるそうであり、その諸君が言うのには、あらかじめこういふようなことで三年以内とあるけれども、大体二十箇月の月賦返済ということに聞いておるが、栃尾の町

では、一箇年間しか認められない。しかも代行機關として、信用協同組合がその任務を受けておる。信用協同組合においては、借受けの申込みがあり、また場合、それを審査する者として三人の審査委員をあげておるが、それはその地方における大きな財閥である。何百万円、何千万円という企業の主人であるとか、あるいはそういうような階層を代表する人であつて、實際的には、中小企業者の機微を徹しないような人がなつてゐる。従つて、その三人の審査委員が申込書を受け付けて、機械的に審査をして行くので、せつかく国民金融公庫の機關があるけれども、零細金融を受けるための機微をわかつてもらえない。従つて、全然これが活用されてないから、何とか国会を通じて、法の前には平等であるという均霑を受けるように是正してもらいたい。こういう強い要請を受けて参りました。私は、問題は重大だろつと思つた。私は、あなた方がそういうような業務方針書を出して、許可を受けておられるならば、あくまで同じ条件下においてそれを実行して行くのでなければ、これは特に不平等のそしりを免れられません。私はこの機会に申し述べたいことは、たま／＼そういうような陳情を受けたのでありますけれども、同様のケースが、おそらく全国各地にあらうと思ひます、ただいま同僚議員からも御指摘がありましたように、あなた方が信用協同組合や信用金庫、その他の金融機關にこの事務を代行せしめておられるところでは、独自の方針によつて、たとえばこの事業方針書の範圍を越えて、あるいはその範圍に至らないで、かつてな執行をしておると

ころが私は多々あらうと思つたのであります。従つてこの機会に、それ／＼代行機關を全部御調査願ひまして、はたしてこの事業方針書の通り代行事務を忠実に履行しておるかどうか、この点を御調査の上、もし非常に方法書に違反をしたとか、あるいは極度の制限をしておるといふような、ゆがめられた運営をしておるようなところがあり、またならば、嚴重にこれを調整していただいて、この法律に定められた通り、日本人である限り、同一の適用を受けられるように御善処を願ひたいと思ひます。これが第一点でございます。

それから次は、これも先般非常に問題になつてゐると思ひますが、あなたの方の仕事は、非常に整然としてゐる、遅々として進ばない。たとえば、最近是非常に緩和されたかと思ひます。二月先、三月先のものを審査しておつて、申し込んでから数箇月経なければ、現実には金がいただけないという非難の聲が非常に強ございました。従つてそれに対しては、定員増の要求もあつたり、あるいはその資格について、公務員のわくからはずしてくれとか、給与がたくさんもらへるようになって、いろいろ要求もあつて、逐次一つ一つの問題の解決は推進されて参つたと思ひますが、この零細融資といえども、現実には金が必要になつたから申し込むのであつて、やはりほしいとき金に貸してもらへる、腹が減つたときに食事が与えられるというものでなければ、金融の基本線というものはどうかと思ひます。現在大体どういふうな事務状況になつておるのか、この点について、ひとつ御説明を願ひたいと思ひます。

○橋田説明員 お答えいたします。第一点の代理事務のことです。先ほど申し上げましたように、代理につきましても、代理貸しでありまして、私ども公庫が直接やつておりますことと同じようにやつてもらわなければならぬのであります。それに反しますところが間々あるようでありまして、おつしやいましたように、今後さらに嚴重に監督し、指導を加えまして、同じように仕事を取運べるようにとりはからつて行きたい、かように考えております。

第二点でございますが、処理日数が非常にかかる点、これが私どもに対するお客さん方からの苦情の一番大きなものの一つであります。これが過去におきましては、御承知のように、人手の關係、また急激にお客さんがふえて来たといふような關係から、あるいは三箇月かかつた場合がないでもございませんでしたが、最近におきましては、能率の増進とか、その処理の仕方、その他人員をある程度ふやしまして、全力をあげてと申しますか、職員の間、君も、いつかもし上げたこととありますが、その日のうちに片づかない仕事は、うちまで持つて行つてやるという事で、昼夜兼行してやつておる状況におきまして、どうやら少しづつ短縮することができて参りました。最近調査したところによりまして、申込みを受けたところから処理をいたしますまでの間の全国平均の日数は、近接地と遠隔地とにわかれておりますが、近接地關係では、その月以内にどうやら大部分のものは処理できる、大体平均四週間ぐらゐで処理できることとまでこ

ぎつてました。もちろん中には、二週間で済むものもあれば、あるいは三十五日ぐらにかかるともありません。それから遠隔地になりますと、どうしても出張の関係その他がありますので、日を定めて一週間に一日とか、十日に一日とか出かれますような関係から、若干延びまして、大体五週間という程度にまでこぎつけることができたのであります。おつしやいます通りに、できるだけ早くいたしますことが、お客さんのほんとうの利用に相なるわけでありまして、今後も十分この期間を短縮するように努力いたしたいと思ひます。ただこれは、一つは人手の関係があり、一つは、最近の状況におきましては、いかようにいたしても、お客さんが連日ふえる一方でありまして、それがために忙殺されておるといふ事情も、お含み願ひたいと思ひます。できる限り努力いたします。

○春日委員 本年度の貸出しせんとする財源は、先般の修正を含んで三百億円に／＼とするかと思ひますが、大抵八箇月間において消化されるという点において、事務のスピード・アップは、私は特に御注意を願ひたいと思ひのであります。ただいまお話のように、二箇月、三箇月かかったものが、平均して四週間、長いところで五週間ということは、非常に同慶にたえまません。しかしながら、それをもつて満足すべきものではなく、さらに、予算が通過いたしました場合の事務の輻輳等を考えまして、これに対するあらかじめの対策は、いろ／＼詳細にお立てではありましようけれども、少くとも国の機関としてこれを執行される上から

におきましては、あらゆる態勢において、必要にして十分という態勢をひとつ確保したいと思ひのであります。そのことは、すなわち定数の問題にも関連するでありましようし、あるいは従業員の給与の点にも関連するでありましようが、かつて公庫の諸君がストライキをやつたり何かすることによつてはからざる迷惑を及ぼしたこともありました。そういうような点も考えて、少くとも向う八箇月間において、われ／＼国会が用意をいたしましたこの資金が、最もスピーディーに必要とする諸君の手に流れ出るように、最大の努力を払われることを強く要望いたします、私の質問を終わります。

○平岡委員 総裁に簡単に一言御質問します。中小企業金融公庫が発足いたしますと、国民金融公庫は零細者金融の本来の使命に立ち返るために、乙種の貸付をとりやめるといふふうなことが、中小企業庁の金融指導要領ですか、何かにうたれておりますが、そういうふうになるのですか。

○榎田説明員 さような事実は、私はまだ聞き及んでおりません。

○小川(豊)委員 先ほど春日委員の質問に対して、あなたの方で非常に取扱いの時日が短縮された、こう言われておるのですが、これはあなたは総裁だから、偉いからそんなことはわからないかもしれませんが、これは、あなたの方で短縮しろ、短縮しろというものですから、公庫ではすぐ受付けられないです。書類は扱つておるけれども受付けられない。だから処理する間は短かいけれども、本人が待つ間は非常に長い。あなたはこういうことをほうつておいて、ただ短縮された、短縮されたで

は済まされませんよ。そういうことを、あなた今度各府県に出てよくごらんになつたらいい、書類は早く出ている、ただそれを、あなたの方でしかつてばかりいるから、正直に受け付けなさい。だから、受付けてから決定するまでは短かくなつてはいるが、たいへん迷惑する。これは答弁しろといつても、困るからいいですが、そういうことも

次に、信用組合のことですが、商工中金をこの親銀行のようにすることに、よつて、信用組合というものが非常に強化されるのではないかと考へ方をちよつと持つてゐるのです。これは私確信を持つてお聞きするのではないのですが、そういう考へ方をするのです。そういうことに対する考へ方はどうかという点と、それから、最近信用金庫の員外預金を取扱はせないようにしてくれという要請を私も受けておるのです。それで、信用金庫と信用組合というものとどこにどう違いがあるかという点と、私も調べてみたがよくわからない。ただ、一つは大蔵省の所管であり、一つは地方庁の所管である。この違いはよくわかるのですが、あと業務内容的な相違というものは、私もにはわからないのですが、これは、何かそういう点から、同じような仕事をしているものでも、一つは大蔵省の所管であるから格が上だ。片方は地方庁の所管だから格が下だとごたごた言つてゐるなら、いつそのこと、こういうものは所管を一つにしてしまつたらいいんじゃないかという気がするのですが、こういう二つの点をお聞きしたい。

○河野(通)政府委員 お答え申し上げます。

まず、第一の商工中金と信用組合との取引関係の問題であります。これは御案内だと思ひますが、現在でも相当多数の信用組合が商工中金と取引を開いておられます。もちろん信用組合は相当数が多いのでございまして、全部が全部というわけに参つておりませんが、取引は開いておられます。ただこの問題につきましましては、いろ／＼な観点から取上げられておるのであります。が、金融制度として一つの系統をつくらうという一つの考へ方と、もう一つは、信用協同組合を商工中金の傘下に収めることによつて、その信用協同組合の持つておる資金をできるだけ商工中金に預金をさせて、それで商工中金の資金源を充実と申しますか、資金難を緩和しようといつたような考へ方、これが第二の考へ方でありまして、もう一つの考へ方は、逆に商工中金の持つておる資金を信用協同組合に使はせようという考へ方で、三つあるわけでありまして、第一の問題としてのこの信用制度、あるいは金融制度としての問題につきましましては、いろ／＼考へ方があると思ひますので、私もいろいろ研究はいたしておりますが、まだ結論に至つておりません。また第二の商工中金の資金源の非常な枯渇と申しますか、不足を信用協同組合と取引を開くことによつて緩和しようという点につきましましては、そういうことは考えられ得るのでありますけれども、現在の実情におきましては、信用協同組合自体がそんなに資金の余裕がありませんから、商工中金の資金源を案にするという意味の効果と申しますか、そういう点につきましましては、多くを期待することとはできないと思ひます。それから逆

の場合におきましても、商工中金が今申し上げたように非常に資金に困つておるのでありますから、商工中金から信用協同組合に資金を流して、信用協同組合の資金を案にしてやるといふようなことも、現在の状態ではなか／＼むずかしい、こういうような状態になつております。しかしながら、両者の間で話し合つて取引を開いて参つて、だんだんその後数もふえて参つておりますし、現に商工中金に政府から指定預金をいたしましたものの中の一部は、これらの取引を開いておられます信用協同組合には、商工中金を通じて流してやるといふようなこともやつておりますので、事実上必要な範囲においてはこういう取引の関係は逐次行われて参つておる、こういう状態にあることを御了承願ひたいと思ひます。

それから第二の問題であります。これはかね／＼問題になつております信用金庫と信用協同組合との差異はどこにあるかという点であります。これは一昨年でありますが、信用金庫法ができたときに、この金融制度としての信用協同組合と信用金庫というものの制度は、はつきりここで画然とされたわけですが、今お話のように、監督権が府県知事にあるか、あるいは大蔵大臣にあるかという問題も、もちろんこの差異の一つでありますけれども、一番大きな問題は、やはり信用金庫においては、員外の預金を取扱ふことを認めているが、信用協同組合においては、その地域的な組合組織といつたような点に重点を置きまして、員外からの預金はこれを取扱はせない、もちろん組合員の家族とか親戚とかいふたようなものの範囲につきましましては、員外であ

つても取引を認めておりますが、その他については、これを認めないというのが信用金庫と信用組合との最も大きな差異であります。

○小川(豊)委員 信用金庫は員外の扱いができる、信用組合の方は員外の扱いができないということであり、それが、そうすると、信用組合に員外の扱いをさせてはいけないという理由は、どういふふうに考えますか。

○河野(通)政府委員 これは、金融制度として、程度の差異はあろうかと思ひます。信用組合というものは、地方のその限られた範囲のお互いの間の組合員が金を集めて合つて、そしてその金を組合員に貸すという仕組みになつてゐる。ところが信用金庫は、ややそれが開放的になつて参りまして、会員外の預金も集め、その集まつた預金を会員に対して貸し出すことを認めてゐるわけであり、これは、程度の差異といへば程度の差異であります。おのずから金融機関として完全な姿になり得る場合には、オープンであることが適當である。しかしその信用状況その他から見ても、そこまで拡大することは、つまり一般の公衆に対して預金について門戸を開くということまでは、認めることが適當でないという金融機関もあり得るわけであり、従つて、そういうものにつきましては、預金者保護という点について私どもは非常にやかましく言う、そのやかましく言う度合いが、員外からの預金を集めません場合においては、ややクロースされておりますから、割合預金者保護についても、大きな心配をしなくてお互い同士の間で信用関係ができておりますから、そこまで心配

しなくてもいい。こういう程度の差異によつてできておるのでありまして、金融制度全体としての立場から、信用金庫と信用組合というものをわけて考えましたところでは、そういうような点で線を引いておるわけであり、

用保証協会の制度に、第二点で御質問になりました再保険という形を通じて、これに対して相当援助をして、このういふ形で、国が直接出資をするかわりに、その保証したものの再保険という形で国が相当な負担をし、相当な基金でもつてそれをカバーして、このういふ形でもつて、国は間接に信用保証協会の制度に対してバックをして、現在の段階では、この程度で満足すべきではないかという考え方に立つております。

○久保田(鶴)委員 閣下は銀行局長に伺ひたい。今の保証協会の問題ですが、国民金融信用保証協会というものが、非常に長たらしい名前であり、行きますと、私は悪いとは思ふ。今の銀行制度は、大体中以上の資本を有する人たちに融資する機関が多く、中以下の人に融資をする機関というものは私はないと思ふ。そこで国民金融信用保証協会に保証してもらつて銀行から金を借り、こういうことになつておりましたけれども、実際は、銀行の保証がなければ、保証協会の方では保証しない。そこでこの保証協会の保証は、府県が今非常に財源難で困つておるので、府県に保証させるといふこととて、国の方の保証にこれを切りかへるといふようなことにしたらどうかというところも私は考えておるのですが、局長はこの点どうお考えですか。

○河野(通)政府委員 あるいは御質問をはき違えてお答え申し上げるかもしれませんが、そういう場合には、また御質問願ひたいと思ひます。銀行及び民間の金融機関が、中小の金融に全然寄与してないという点であり、これが、御見解としてはよく承つておきたいと思ひますけれども、私どもはそうは考えてないのであります。銀行の中でも、地方銀行等は相当中小の企業に対する融資が中心になつております。相互銀行等は、今私の手元にはつきり数字を持つておりませんが、一件の金額五万円以下の貸出しが、件数にいたしますと、総貸出し件数の三十数パーセントないし四十パーセント近くまで占めておるといつたようなわけでありまして、普通にいわれておりますように、これらの民間の金融機関が中小の金融に対して全然無関心であるとか、あるいは非常に冷淡であるというところは、私は言えないと思ひます。しかしこの点は、あるいは見解の相違というところになるかもしれませんが、それと、その程度で御説明をいたしておきたいと思ひます。

○小川(豊)委員 それから次に保証協会の問題ですが、これは各県の県庁が大部分出資をして、それに対して、あるいは他の団体の市とか町とか商工組合とかいふものが何らかし出資してやつておるようですが、これは保証限度が十倍になつております。これに対して政府は別に資金的なめんどうは見えておらないようですが、こういうようなものには、もつとめんどうを見たいと思ふべきではないかというところが一つ考えられる。それから次に、再保険が許されておる。しかもこれは、今度六割の再保険ができるようになった、これは非常にいいことだと思ひます。これはほんとうはもつと増額を認めてやることの方が、私はこういう形での使命を果すゆゑではないかと思ふので、再保険をもつと高めて行く意思があるのかどうかというところ、先ほどの質問の二点を伺ひたいと思ひます。

○河野(通)政府委員 今お尋ねの二つの問題は、実は関連いたしておるわけであり、私どもは、信用保証協会に対して国が出資をしたかどうか、あるいは基金に対してある程度出捐をしたかどうかという御議論を十分承つております。この問題につきましては、私どももいたしまして、国はこの信用保証協会の制度に、第二点で御質問になりました再保険という形を通じて、これに対して相当援助をして、このういふ形で、国が直接出資をするかわりに、その保証したものの再保険という形で国が相当な負担をし、相当な基金でもつてそれをカバーして、このういふ形でもつて、国は間接に信用保証協会の制度に対してバックをして、現在の段階では、この程度で満足すべきではないかという考え方に立つております。

それから第二の、信用保証協会の保証したものに對する再保険の率が、現在五〇%、今度は今御提案申し上げておりますように六〇%に上るのであります。この点は、私どもも五〇%がよいが、六〇%がよい、あるいは七〇%がよいという問題は、程度の問題としていろいろ議論があると思ひますけれども、これに対して、たとへば国が全額まで再保険することは、私どもは適當でないと思つております。と申しますのは、やはり保証協会の保証というものの、私どもはどうしても考えて行かなければならぬ。もしかりに国が全額これを再保険いたしますことにいたしますと、府県の負担というものは実はなくなるわけなんです。この信用保証協会の制度というものは、府県自治体と国とが、両方で助け合つてこの制度をもち立てて行くという考え方に立つておられます以上は、府県自体におきまして、やはりある程度自分の負担という面が残るべきで、かように考えますがゆゑに、私どもは、国における再保険を一〇〇%にすることは適當でないと思ひます。

それは第二点は、国が信用保証協会の制度をみずから運用したかどうかという御意見のように今私は承つたのであります。それは私は、国はやはり国として中小信用保証制度というものがあつて、これで、信用保証協会と結びつかない部分にも、国が直接保証をいたしておる、これは御承知の通りであります。また国が信用保証協会の制度、つまり何と申しますか、地方公共団体でやつておられますものを再保険するという形で、国もこれにバックをしておる。しかしその上に地方公共団体自体も、財政は非常に苦しいと思ひますけれども、やはり地方における中小企業を育てるために、その金融がうまくつくようにしてやることに對して、自分の分担をしていただくことが、現在の制度としては、私はやはり適當ではないか、従つて、これらの中小企業に對する信用保証なり、信用保証の

す。戦前からあつたのでありますが、西部の海岸地方におきまして、日本の銀行がある程度出資をいたして、向うの地場銀行を設立いたしました。この銀行につきましては、向うの銀行と同じような扱いになつておりまして、預金等に対する制限はありません。

○福田(赴)委員 逆に、アメリカの銀行が日本に来て居るものも最近たくさんあると思ひます。その銀行は、占領中から相当広汎なる業務をやつておつたと思ひますが、現状はどうでありま

ける金融機関の権利というものも、相当与えられて仕かるべきではないかと考へる。もし日本側が、アメリカにおいてそういう預金業務をしてはいかぬという制限を受けるならば、逆に日米通商航海条約において、アメリカ側の日本における支店というものの、さよ

ものをきめて行くのか、その法的解釈をひとつ承りたい。
○河野(通)政府委員 通商航海条約が発効のときにおいて、アメリカ側の銀行の日本における支店が持つております業務に対する権利と申しますか、つまり条約の発効いたします現在において持つて居る業務の許された範囲、これが既得権というものであります。

これがまつたく不平等な立場に置かれて居るということになる。しかし今法的なお話を伺いますと、まだこれを是正するチャンスがありそうな感じがするのですが、これはあるのかないのか。
○河野(通)政府委員 現在のところでは、通商航海条約及びそれについてお

次のような見解を発表しております。重要な点だけを述べますと、中小企業金融公庫の成立により、例外的に二百万円までの融資を行つていた国民金融公庫は、本来の零細な小口貸付の使命に立ち返り、とかく金融から取残されがちなる国民大衆の生業資金を重点的に供給することになる、かように申しております。次官會議より閣議なりにおいても、金融制度の問題で、政府の統一的な結論が出て居ることと思ひます。おそろしくこの決定に基きまして、中小企業庁の発表となつて居ると思ひますのでありますが、この食い違いに對しまして、次官の明快な御見解を承りたいのであります。

○河野(通)政府委員 まずアメリカ側の銀行のことに對して申し上げます。現在まで出ておりますアメリカ側の銀行は、ナショナル・シティ外二行であります。そのうちの二つは、戦前からずつとあつた、あとの二つは、戦後において出て参りました。これらの銀行の業務においては、現在のところ法律

○河野(通)政府委員 日米通商航海条約におきましては、第七条において、銀行の預金業務はあらゆる第一項に於いての制限業務として扱われ、従つて制限がでるという規定になつております。しかしその二項において、この条約が発効いたしました時に於ける既得の権利は、これをお互に認めて行

○河野(通)政府委員 国内法の問題は別として、国際的な条約上の関係からいいますと、おわかりのように、現在のところでは通商航海条約はできておりませんから、現在の状況では、航海条約によつての既得権というものはないわけでありまして、ただ問題は、今日米間の経済関係を築東いたしてありますのは、平和条約が一つあるわけでありまして、その平和条約の第十二条によりまして、お互いに既得権があるというところになつております。但しその場合は、相互主義の原則をとり、そのう

○河野(通)政府委員 現在のお尋ねは、中小企業庁で出しましたその書類は、私実はまだ自分で見たことがないのであります。私の記憶と経験からいいますれば、今お読み上げになつたようなことを閣議等できめたこととは思ひますのであります。なお慎重を期しまして、さつそく調査をいたした上で御答弁申し上げたいと思ひます。

○愛知政府委員 たいだいお尋ねの中小企業庁で出しましたその書類は、私実はまだ自分で見たことがないのであります。私の記憶と経験からいいますれば、今お読み上げになつたようなことを閣議等できめたこととは思ひますのであります。なお慎重を期しまして、さつそく調査をいたした上で御答弁申し上げたいと思ひます。

○福田(赴)委員 たいだいまの話を伺いますと、實際上はそう大したあれはないように見受けられますが、潜在的、法的には、非常に大きな開きがあるように思ひます。今回日米通商航海条約が締結されて、それによると、戦争中からあるアメリカの銀行の日本における既得権というものは、そのまま認められるのだというふうな文言上は書かれるように承知しておりますが、そう

○福田(赴)委員 そうすると、今おつしやられる既得権というのは、一体どういう法的意味を持つて居るのか。占領が終つたのは、講和条約の効力が発生してから終つた、あるいは今回の日米通商航海条約による批准によつて、日本の国内法としては効力が発生するわけですが、その国内法的な立場によるのか、いずれの標準で既得権という

○福田(赴)委員 そうしますと、これは非常に重大な問題であると思ひます。平和条約では、明らかに相互主義というものが認められて居る。しかるに今回の日米通商航海条約によると、

○福田(赴)委員 愛知政務次官にお尋ねをいたします。先ほどの私の質問に對しまして、櫛田総裁は、中小企業金融公庫が設置せられて、国民金融公庫の乙種融資をやめることはないと言明せられました。しかしながら六月一日付の「中小企業金融対策の現況」と題するパンフレットにおいて、中小企業庁は

○福田(赴)委員 愛知政務次官にお尋ねをいたします。先ほどの私の質問に對しまして、櫛田総裁は、中小企業金融公庫が設置せられて、国民金融公庫の乙種融資をやめることはないと言明せられました。しかしながら六月一日付の「中小企業金融対策の現況」と題するパンフレットにおいて、中小企業庁は

○福田(赴)委員 たいだいまの話を伺いますと、實際上はそう大したあれはないように見受けられますが、潜在的、法的には、非常に大きな開きがあるように思ひます。今回日米通商航海条約が締結されて、それによると、戦争中からあるアメリカの銀行の日本における既得権というものは、そのまま認められるのだというふうな文言上は書かれるように承知しておりますが、そう

○福田(赴)委員 そうすると、今おつしやられる既得権というのは、一体どういう法的意味を持つて居るのか。占領が終つたのは、講和条約の効力が発生してから終つた、あるいは今回の日米通商航海条約による批准によつて、日本の国内法としては効力が発生するわけですが、その国内法的な立場によるのか、いずれの標準で既得権という

○福田(赴)委員 そうしますと、これは非常に重大な問題であると思ひます。平和条約では、明らかに相互主義というものが認められて居る。しかるに今回の日米通商航海条約によると、

○福田(赴)委員 愛知政務次官にお尋ねをいたします。先ほどの私の質問に對しまして、櫛田総裁は、中小企業金融公庫が設置せられて、国民金融公庫の乙種融資をやめることはないと言明せられました。しかしながら六月一日付の「中小企業金融対策の現況」と題するパンフレットにおいて、中小企業庁は

○福田(赴)委員 愛知政務次官にお尋ねをいたします。先ほどの私の質問に對しまして、櫛田総裁は、中小企業金融公庫が設置せられて、国民金融公庫の乙種融資をやめることはないと言明せられました。しかしながら六月一日付の「中小企業金融対策の現況」と題するパンフレットにおいて、中小企業庁は

○福田(赴)委員 たいだいまの話を伺いますと、實際上はそう大したあれはないように見受けられますが、潜在的、法的には、非常に大きな開きがあるように思ひます。今回日米通商航海条約が締結されて、それによると、戦争中からあるアメリカの銀行の日本における既得権というものは、そのまま認められるのだというふうな文言上は書かれるように承知しておりますが、そう

○福田(赴)委員 そうすると、今おつしやられる既得権というのは、一体どういう法的意味を持つて居るのか。占領が終つたのは、講和条約の効力が発生してから終つた、あるいは今回の日米通商航海条約による批准によつて、日本の国内法としては効力が発生するわけですが、その国内法的な立場によるのか、いずれの標準で既得権という

○福田(赴)委員 そうしますと、これは非常に重大な問題であると思ひます。平和条約では、明らかに相互主義というものが認められて居る。しかるに今回の日米通商航海条約によると、

○福田(赴)委員 愛知政務次官にお尋ねをいたします。先ほどの私の質問に對しまして、櫛田総裁は、中小企業金融公庫が設置せられて、国民金融公庫の乙種融資をやめることはないと言明せられました。しかしながら六月一日付の「中小企業金融対策の現況」と題するパンフレットにおいて、中小企業庁は

○福田(赴)委員 愛知政務次官にお尋ねをいたします。先ほどの私の質問に對しまして、櫛田総裁は、中小企業金融公庫が設置せられて、国民金融公庫の乙種融資をやめることはないと言明せられました。しかしながら六月一日付の「中小企業金融対策の現況」と題するパンフレットにおいて、中小企業庁は

○福田(赴)委員 たいだいまの話を伺いますと、實際上はそう大したあれはないように見受けられますが、潜在的、法的には、非常に大きな開きがあるように思ひます。今回日米通商航海条約が締結されて、それによると、戦争中からあるアメリカの銀行の日本における既得権というものは、そのまま認められるのだというふうな文言上は書かれるように承知しておりますが、そう

私は午後の会議におきまして、中小企業庁長官をこへ招致いたされまして、これが閣議なり政府の統一した意見に基いて出たものであるかどうか、こういう問題をつまびらかにして、こういうような疑義を掃する必要があると思ひます。従ひまして、愛知次官におかれまして、当然この経緯について御調査を願うと同時に、岡田中小企業庁長官を本委員会に御招致を願ひまして、この問題の疑義を掃いたしたいと思ひますので、委員長において、しかるべく御処置をお願いいたしたいと思ひます。

なお私の質問は、河野銀行局長に対してたくさんありますが、同僚の議員が食事を急いでおりますので、午後の冒頭に私の質問をお許しあらんことをお願いいたしておきます。

○千葉委員長 午後二時まで休憩いたします。

午後零時三十一分休憩

午後二時二十五分開議

○千葉委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中と同様、法人税法の一部を改正する法律案外十四法案を一括議題として質疑を続行いたします。質疑は通告順によつてこれを許します。佐藤君。

○佐藤(観)委員 銀行局長にお尋ねしたいのですが、先般福岡で行われました銀行ストにつきまして、その後どういふような経過になりましたか、その点について御説明願ひたいと思ひます。

○河野(通)政府委員 福岡銀行のストライキにつきましては、先般中間的に経過を御報告申し上げたのであります

が、その後今週の火曜日に地労委の第二次のあつせん案が出ました。その第二次のあつせん案を両者が受諾をいたしました。ストライキは解決いたしました。ストライキをやつておりました各営業店は、即日業務を開始することになったのであります。現在のところでは、その後円滑に業務が行われていくように聞いております。

○佐藤(観)委員 社会通念上、銀行員に対しては比較的高額な賃金が与えられていくということになっておりますが、今回こういう初めてのストライキが起きたのは、その原因があると思ひます。将来銀行局長は、こういう問題についてどういふような処置をされて行く考えがあるのか、御所見を承りたいと思ひます。

○河野(通)政府委員 一般論から申し上げますと、私どもは原因のいかんはあれ、公共的な性格が非常に強い金融機関、ことに銀行においてストライキが起り、公益を非常に害するといつたような事態が起ることは、はなはだ遺憾だと存じております。今後に対しましては、私どもは、そういうストライキによつて、非常に公益が害されるというような事態が起らないことを期待いたしておるのであります。私どもの立場から申しますと、現行のいろいろな法律、ことに私どもの立場から言ひました場合における金融関係の諸法規から言ひますと、これらの労働争議行為等に対して的確なる法制上の措置をとる道は、現在与えられておりません。私どもは、現在与えられておりました問題が起らないように期待をいたしますとともに、万一最悪の場合に

おいて、そういうストライキが起りました場合においては、一日もすみやかにこれらが解決せられて、一般の公衆に対して迷惑をかけることが少しでも緩和されるように期待いたします。よほど、現在の法律及びこれに基くわれわれの措置としては、それ以上のことをなすことができないような状態になつております。

○佐藤(観)委員 それに関連しまして、本委員会でも問題になりました国民金融公庫のストに対して、榎田総裁はその後どういふ処置をとられたか、また少くとも銀行などよりも公共性のある、しかも国の予算でやつていく国民金融公庫に対して、どういふような対策を講ぜられる意思があるのか、その点をお尋ねしたいと思ひます。

○榎田説明員 私どもの一月前の六月二十五日に起きた事象につきましましては、非常に残念に存じております。関係のお客様方に御迷惑をかけた事実もありますので、恐縮いたしておる次第であります。その後話し合いを進めまして、一応闘争態勢を解除いたさせました。なお現在各種の問題について、円満に片がつくように話し合いを進めております。将来こういふようなことが二度と起きないように、私といたしましては話し合ひで、公庫の職員全体がもつと理解を深め、その良識を喚起することによつて、事態を円満に解決して行きたい、かように存じております。

○佐藤(観)委員 きよう午前中、同僚の小川委員から銀行局長にいろいろお尋ねがありまして、そのときにも榎田総裁から、現在国民金融公庫に対する

いろいろの調査の費用がないとか、あるいは出張の旅費がないとか、いろいろな事象があげられたわけでありまして、こういう現実において、国民金融公庫の資金をせつかくふやしても、運用をなめらかにして、中小企業者のためにもつと便宜をはかることに對して、銀行局長はどういふ処置をとられる意思があるか、御所見を承りたいと思ひます。

○河野(通)政府委員 非常に広汎におたる御質問でありまして、あるいはお答えが一部に限られることになるかと思ひますが、私どもは国民金融公庫が一般の金融機関から受ける限らない中小の金融について、補完をいたします重要な使命にかんがみまして、何に一番重点を置いて考えなければならぬかといひますと、やはり私は、国民金融公庫の資金量をできるだけふやしてやることが、まず第一であると思ひます。この点は、従来からも努力をいたして参りましたし、今後においても、財政の許します限り国民金融公庫の資金量をふやすという点については、努力をいたして参りたいと考えております。

第二に、かりに資金量が、十分とは申せませんが、ある程度充実したといひましたとしても、今後それらの資金を借入れる方々に対して、どういふふうにしてサービスを上上げて行くかの問題であります。これは各窓口における国民金融公庫の従業員の一人々々が、十分にサービスの精神に徹底して、借入れをする方々に対して十分なる奉仕をするという精神で、一人々々がやつていただくことを期待するよりほかはないのであります。そのほかに、あるいは給与の問題、あるいは午前中も御指

摘のありました旅費の問題であるとか、あるいはその他経費一般について、非常に事務の円滑なる運行に支障を来しておるといふ事実がありますならば、これらについても、必要な改善措置をとつて参らなければならぬと思ひます。しかし午前中申し上げましたように、現在の国民金融公庫の給与につきましましては、私どもは他の類似の機関との均衡から考えまして、決して不当に低いとは考えておりません。なお人員が足りない点等につきましても、従来からいろいろこの問題も考えて参つておりますが、業務量がだんだんふえて参りますに慮ひまして、また支所その他を増設いたしますに應じましまして、必要最小限度の人員の増加につきましまして、今回においても、その問題を予定いたしておるような次第であります。なおこれらの点につきましましては、必要に応じて、さらに増員等につきましても考慮をいたして参りたい、かように考えておる次第であります。

○佐藤(観)委員 先日この委員会におきまして、一萬田日銀総裁、あるいは銀行局長からもお話がありました。不渡り手形の問題でありまして、この不渡り手形の問題が、今の日本の中小企業者、あるいは財界に相当強い影響を与えておるのであります。政府当局、あるいは銀行の偉い人は不渡りは、ただ一時的に高い金利を借りていくからこういふことになつたのだ、と思ひがあつたのだらうといふことを、一概に言われておるのであります。不渡り手形の現在の事情はどういふ状況になつて来たか、はたして好転して来たかどうかという問題について、銀行

局長の所見を承りたいと思います。

○河野(通)政府委員 不渡り手形の問題につきましても、一時のように、相当大企業といわれるようなものに対してまで、不渡りが及んで来たという事態は、今のところは一応治まつております。しかし不渡り手形自体の問題につきましては、そう一朝一夕においてこれが改善されるということは、私は期待したいと思ひます。現在でも、不渡り手形は相当の量及び金額に上つておると思ひますが、これらはやはりその原因にさかのぼつて、いろいろな観点からこれに対する対策を講じなければならぬと思ひます。かりに金融の面から、これの措置が講じているがために、それに原因して不渡りが起つてゐる部分があるとすれば、この点については、今後具体的に対策を講じて参らなければならぬと思つております。現に一面においては、これらの是正策を講じて参つております。ただ不渡りの問題は、単に金融だけの面から起つてゐるとは私は考へないのでありまして、経済界全体におけるもの／＼の条件が重なつて、こういう問題に集約されてゐると思つてあります。これらの問題の個々に解決いたさぬ限り、いたずらにただ放漫なる金融資金をつけるということだけで問題が解決しないことは、これは佐藤委員もよくおわかりではないかと思ひます。私どもの立場といたしましては、金融の面からは正すべきものについては、即刻これらの点を研究し、対策を立てて参つておるのであります。なお今後におきましても、そういう点は十分注意をいたして参るつもりであります。ただ、不渡り不渡りとよくいわれますが、不

渡りの枚数及び不渡りの金額においては、相当ふえて参つておりますけれども、総手形交換枚数及び総手形交換金額に対する不渡りの枚数なり金額の比率等は、必ずしもそうふえて参つておりません。一件あたりの金額にいたしましても、さういふに見られるのであります。手形交換全体が、金額も件数もふえて参るに依りまして、絶対数としてもふえて参つておりますが、率としては、そんなに著しく不渡りの率はふえてゐると、実は見ておりません。さればといつて、今の不渡りの程度のこと心配することはないといふことを申し上げてゐるのではないので、これはできるだけ不渡りといふものがなくなるように、今後とも、私どもの努めなければならぬ部分においては、十分努めて参りたい、かように考へてゐる次第であります。

○佐藤(蔵)委員 不渡り手形が減つたといふことになりました。少くとも信用を重んずる商業道徳において、不渡り手形が出ることはそれ自体が、国際的にいへば信用を失ふことになるので、今の銀行局長の演説論には、われわれは賛成したいのであります。少くとも不渡り手形が出ないような考へを持つておるのであります。その考へが間違つてゐるものでありましようか、ひとつお尋ねしたいと思ひます。

○河野(通)政府委員 そういふことが、非常に望ましいことは同感であります。しかし、不渡りを一切出さないような政策といふものがあるかと言われれば、これは私はなか／＼むずかしいと思ひます。ただ政策でそういうことをやろうといつても、ことに私ども

が担当いたしております金融の面だけからこの問題を解決するといふことは、なか／＼むずかしい。しかしできるだけ減らすように努力はいたす、かように考へております。

○佐藤(蔵)委員 愛知政務次官にお尋ねしたいのですが、九州の災害、あるいは和歌山のひどい災害を見まして、一番問題になるのは、その土地においては、むろんえらい損害でございまして、これはもうやむを得ませんけれども、しかしこれと関連いたしまして、私どもの愛知県でも、静岡県でもこれらの取引の關係で、中小商工業者が非常に困つてゐるわけでありまして、こういうような観点から参りまして、一番困つてゐるのは、税金の高い問題と、もう一つは金融の面で非常に困つてゐる。最近貸金金融、あるいは類似金融といふようなことが問題になりまして、当委員会におきまして、論議したのはそういう關係でございまして、少くとも現在中小企業者が助かるのには、税金の問題と、もう一つは少くとも二十万、三十万の金を借りられる金融の道が現在の状況においてあるかどうか、これは先ほどいろいろ議論になりました。国民金融公庫の方は、前よりはいいのだといふようなことを言つてはおりますけれども、しかし信用保証協会におきましても、なかなかくつ通りに参らない。わずかの間に、もしつなぎ資金がなければ倒れるといふような中小商工業者が非常に多いわけでありまして、特に最近はこの災害がございまして、これらと關係のある問題が出て参りましたので、これに對して、政府はもう少し中小企業以下の金融に對して、何らかの措置を

する考へがあるかどうか。これは大蔵大臣にかつて、愛知さんは銀行局長を長くやつておられましたし、今大蔵大臣以上の仕事をやつておられるといふことを聞いておりますので、ひとつ責任のあるお答えを願ひたい。

○愛知政府委員 災害地に対します金融措置でございまして、これはすでに当委員会におきまして、政府からお答えをし、御説明をしておりますと思ひますけれども、たとえば国民金融公庫におきましては、将来の資金計画は資金計画として、とりあえず六億圓をこのために融資に向けることに決定いたしましたし、政府といたしまして、災害地に対して、指定預金をさしあたり二十五億圓増加する、その増加いたしましたものは、いわゆる庶民金融機關を通じて、少額の資金の需要に應ずるために特別のくふうをすることにしているほか、すでに期限の来ております指定預金の引揚げは、災害地については、当分の間回収を延期するというような措置を講じております。なお開發銀行の關係におきましても、中小企業部においては、やはり特段の災害地に対する対策を講じてゐるわけでございます。なお開銀の中小金融につきましても、その金利についても、特別に六分五厘に引下げる、先ほど申しました国民金融公庫の方といたしましては、その金利を六分五厘程度にするというところで、資金の量と、機構上における特別の配慮並びに金利について、特別の措置を講じてゐるような次第でございまして、今後におきましても、さらに実情が判明するに従つて、適宜の措置を續けて参りたいと存じます。

なお蛇足と思ひますが、今回の災害におきましては、制度として従来災害の復旧の対象に考へられておらなかったような、たとえば都会地における特定の中小企業の受けた損害が非常に顯著であるといふようなことにかんがみましても、中小金融の面において特別の配慮をしなければならぬというのが、今回の災害の特色でもあり、また対策の特色でもなければならぬと思つております。

○佐藤(蔵)委員 けさ午前中にも、銀行局長から信用協同組合の員外貯金の問題についていろいろの御意見がございました。銀行局長が大蔵省の銀行局長である限り、取締り的な考へ方を持たれるのはもつともでありましかるけれども、しかし今の現実の問題は、さうなりくつ通りに行かないのでございまして、大蔵省の机の前で思つてゐる、今中小企業の金融といふものは円滑に行つておりません。これはわれ／＼がたび／＼論じたのでございまして、われわれは、そういう点でいろいろの議論がありましかるけれども、信用協同組合にも員外貯金を認めてやつたらどうかといふような考へ方は、現実に資金難に悩んでゐる中小企業者を前にし、また協同組合の立場上から、こういうものを認めるのが当然だといふ考へ方から、われ／＼はそういう考へを持つてゐるわけでありまして、少くとも愛知大蔵政務次官は、どんな考へを持つておられるのか、その一点を最後に伺ひたいと思ひます。

○愛知政府委員 ごもつともと思つたのでございますが、ただこれは、釈迦に説法で恐縮でございまして、二年前の信用金庫法の制定のときからの経緯を

考えてみ、またあの制定の必要性を今翻つて考えてみても、その事情に私は変更がないように思うのであります。要するに、中小企業等協同組合法に基く信用協同組合というのは、ほんとうに組合を組織しておる人たちの、俗な言葉で言えば、内部関係の組合員相互の互助機関である。その関係からいつて、いわば無尽の講のようなものではなからうかと思ふのであります。そういうことから申すならば、信用協同組合は信用協同組合員相互の福利を考へるということに徹すべきであつて、これが員外貯金を取扱ふという金融機関としての特色を、比重としてより強く打出す場合におきましては、私は信用金庫法に基く免許をとられて信用金庫になつていただく方が、金融機構の体系としては、筋が通るのではないかと考えておるのでございます。中小金融、あるいは庶民金融を育成しなければならぬということは、今日世をあげての命題でございます。その点について、佐藤さんのお考えと私は同様でございますが、それだからといつて、信用協同組合に員外貯金を認めることは、必ずしもその結論としてそうなりはしないのではなからうか、私はこういうふうに出ておるわけでございます。

○春日委員 午前中お伺いをいたしました中小企業金融庫と国民金融公庫との関連につきまして、中小企業庁長官の御出席を得ましたので、この点について長官にお伺いをしたいと思ふのであります。それは昭和二十八年六月一日、中小企業庁発行の「中小企業金融対策の現況」というパンフレットの二十ページ目の第六にこういうふう

なことが明確に示されております。これはわが党の平岡君によつて指摘されたものであります。それを朗読いたしますと、この国民金融公庫との関連におきましては、こういうようなことが述べられております。公庫は現在例外的に二百万円までの融資を行つてゐるが、これは本来の零細小口貸付の使用に立ち返り、とかく金融から取残されがちな国民大衆の生業資金を重点的に供給することとなる。この任務を中小企業金融庫が負うことに、ここに明確に述べられておると思ふのであります。この点は重大な問題でありまして、公庫の委員会において銀行局長、愛知大蔵政務次官、国民金融公庫總裁等に伺ひましたところが、そういうふうな話は聞いたこともない。こういうお話でございました。このことは、政府内部における重大なる意見の不統一を示すものでありまして、今や吉田内閣の末路を思はせるものがあるのではないかと、しかしながら、問題は非常に重大でありますので、一体こういうパンフレットの中に書かれてあることは、中小企業庁の謙たる主張であるのか、あるいはこういう方針に向つて中小企業庁は努力いたしておつたのであるか、あるいは、こういうふうな中小企業庁のパンフレット文書としてこれが一般に発表された理由は、次官會議を経た、あるいは閣議の了解を得た、相当政府機関として權威あるそれぞれの機関の意見の統一をはかられた後の発表であると思ふが、一体どういふような経緯をたどつてこういう発表に至つたものであるか、しかもここに書かれた通りであるかどうか、この点を明らかにいたされたいと思つてお

ります。

○岡田(秀)政府委員 お答え申し上げます。このパンフレットは、私も申し上げたものであります。それを朗読いたしました。中小企業者、中小企業金融の手引きみたいな意味合いにおきまして、参考資料としてつくりましたものでござります。これが当委員会の問題になりまして、どうも皆さんに御利用願つておるといふことにつきましては、私も非常に光榮と存しておるのであります。実は私も先ほどそのことを聞きまして、読んでみたのでござります。この点は、少し筆足らずで、説明の仕方が少し不足かつたように思ふのであります。こゝへ書きました趣旨は、開發銀行が、従来主として大口の国家的企業に對する国家資金の貸付を担当しておる。それから金融公庫は、比較的零細な部面に對します金融を担当しておるので、今度でございます公庫は、そのちようちを埋めるような役割をするものであるといふことを表現せんといひまして、いささか筆がすべりまして、少し誤解を招きますやうな言葉を使ひましたことを遺憾と存するのでございまして、これは、私どもの方からここで訂正させていただきますと思ひます。

○春日委員 これは筆足らずとか、説明が適切でなかつたとかいふような問題で、許されるべき問題ではありませう。少くとも中小企業庁の名において発表されたものであつて、公文書的性格を持つものであります。国民大衆に虚構を弄して、そうして誤つた事実無根の宣伝を行つたといふときは、中小企業者を保護、育成するその重任を負う中小企業庁として、まづたく輕卒のそしりをまぬがれるものはなはだしいものである。しかのみならず、私も国会議員たるものは、こういうものを資料として審議してゐる。われ／＼にこういうインシキの資料を提供することによつて、われ／＼の審議をあたまたしめんとする、こういうふうなことは、中小企業庁の何らかの謀略ではないかとすらわれ／＼は考へるものであります。問題は非常に重大であります。このことは事実無根であるといふことを、これを発行された同じ部数と同じく発行されて、訂正される必要があると思ふし、なおわれ／＼国会議員に對して、全然間違つた資料を提供するといふようなことは、国会に對して大きな罪惡を犯すことになるのであります。私は、委員長を通じて嚴重に申し述べたいことは、官庁名をもつて発行する印刷物は、少くともその内容に對して十二分に検討を加へられる必要がある。現実の問題として、全国でこれを讀んだ諸君は、今までの二百万円のは、少くとも五十万円、百万円という乙種の適用を受けるものは、だめになつてしまふのだ。そうならば中小企業金融公庫なんかやめてくれ、こういうふうなものができたその片方で、恩恵を受けておる既得權益が剝奪されてしまつては、同じことじやないか、こういうふうな論議、糾弾すらも受けておる。こういう大きな波紋を生ぜしめた責任は、あなたは一体どう考へておられるのか、ただ問題は、筆足らずで、筆がすべつたといふ單純な問題ではなく、全然事實無根の、しかも全然相反するところの表現がこゝに行われておるのです。だから、あなたがそういうことをお考へになりましたならば、十分これに對する対策をお立て

になることは當然のことであると思ふが、これに對する解決措置はいかに講ぜられる御所存であるか、これをお伺いすると同時に、私は委員長を通じて、少くとも官庁が発行するところのこういう文書に對して、かくのごとくすさんに、そういう内容を發表すべきものではない。嚴重戒告されまして、その責任者を処罰されたい。それが措置は委員長に一任をいたしますが、今後こういうふうなやまを繰返さないやう、委員長の責任において、国会の權威において、万全の措置を講ぜられるやう嚴重に要求いたします。岡田さんの答弁を求めます。

○千葉委員 委員長より一言いたしました。ただいまのお申出はごもつともでございますから、さうとりはからいたします。

○岡田(秀)政府委員 ここに書いてありますのを読みまして、若干誤解を招くやうなきらいがあります。点を遺憾とするといふ意味で答弁を申し上げたのであります。この公庫法に關連いたしまして、衆議院でも參議院でも、いろいろ御質疑がありました場合に、私のお答えいたしましたのは、ここに書いてありますやうな誤解を招かないやうに、御説明をいたしておるのでございまして、なおあらゆる機会を利用いたしまして、国民金融公庫が從來二百万円まで連帶で貸しておつたのをやめるのではないといふことを、普及宣伝するやうに大いに努めたいと思ひます。今後かようなパンフレットを出します場合には、一行一句間違ひのないやうに、細心の注意を払いますことをお誓ひ申し上げます。御答弁といはす次第であります。

○春日委員 それは答弁になっておりません。それをあなたがお読みになっておるかどうかわからないが、例外的に二百万円までの融資を行っていた国民金融公庫は、今度は本来の零細小口貸付の使命に立ち返って、こういうこと

そ、あなたが率直に考えられて、現実
に多くの国民が、金融公庫に期待をし
ておつた諸君が、その望みを失つてお
る、こういう誤てる宣伝を修正するだ
けの努力を払われんことを強く要望い
たします。

次に、銀行局長にお伺いをいたしたいのでありますが、午前中久保田君の信用保証協会に対する質問に対する銀行局長の答弁に関連するのでありますが、実はその保証協会が保証する、そうすると、今の銀行とつながりを持つておりました商社、これはおのずから大なり小なり銀行のわくを持つておりましよう。そういう場合、今まで百万円のわくを持つておつたが、今度保証協会から二百万円の保証を得た、そういうした場合、そのわくをやはりその中に含めてしまふ。そうして異なり保証協会なりが、せつかくの負担と犠牲をもつて保証の舉に出た。そのことを、銀行はすでに約束しておるところのわくをも包含して、ます／＼自分の危険を少くすることに努力しつつある。このことは、私はカソニグではないか、便乗をすることによつて、自分の危険をできるだけ回避しようとするカソニグ的な作為がその中にひそめられておる。このことは、私どもは認めなければならぬと思うのであります。そも／＼銀行に貸倒れのことを、あらかじめ権利として私どもは要求するわけではありませんけれども、少くとも金融機関であります限り、これが営利事業として行われておるので、そこで貸倒れのある場合ということも想定して、政府は貸倒れの準備金を積み立てることを許し、これに対して課税からこれを除外をいたしておりま

す。本人たちは一応の危険に対して国家保証を受けておる。そこで私が申したいことは、地方自治団体が乏しい財源をもつて保証協会をつくつて、そこで貸倒れが起きたときには補償するというのだから、これだけ貸してやつてくれといつて銀行へ要求した場合、彼らがすでに長い取引の慣例と実績の上において持つておるそのわくをもその中へ便乗させてしまふということは、卑劣な、あまりにも營利追求第一主義のあり方だと思ひます。しかしながら、もとよりあなたには強制権はないでしようけれども、あなたが指導して行かれる立場において、このことは大きく影響力を与えていただける筈合ひのものだと思ひますので、そのことは銀行の自由だと言ふようなことで言ひつばなしてしまわないで、貸倒れの場合には別の補償もあるし、しかもその既存のわくたるや、業者が多年にわたる実績の上によりやく築いた実績なんだから、新しく公共の性格を帯びるところの保証を得た融資に対しては、そのわくを食ふことのないように善処されたい、こういうような通牒を発せられたり、あるいは銀行協会の講演会等で、あなたが大きな影響力を与えることのために積極的な行動に出ていただくといふことは、私は別に行き過ぎたことではないと思ひますが、これに対して局長はどうお考えであるか。

それから他の一点であります。もう一つ承つておきたいことは、この保証協会が保証した分に対して、銀行はその歩積みを要求しております。たとえば百万円の保証、これに対して貸出をいたしましたよう、しかしあなたとは取引がないので、従つてこの際五十万

円くらい、あるいはときには三十万円、これを定期として預けてくださるならば、この貸出しに感謝いたしますし、よう、こういうようなことで、彼らがいろいろの必要に基いて申請して来たとその痛切な要望に、彼らはまたここで

便乗いたしましたして、自分の定期預金の増大をはかる。一方において、保証協会で百パーセント危険を保証されているながら、なおかつ自分が定期をそこにとることによつて、さらにダブルの保証を利得する。そのことは、保証協会の金利が二銭六厘五毛であるとしても、こういう歩積みを積むことによつて、これが四銭にも五銭にもまわつて参ります。そういうような事柄が、全国に現実に行われております。こういうことは、金融機関といたしまして、これは百パーセント保証され、しかも信用保証協会が、そのいろ／＼な犠牲を顧みないで、中小企業の金融梗塞を打開することのために、政策的な立場においてそういう政策を進めておるのに、それに金融機関が便乗して、自分の利益の壟断をはかつておる。こういうことは、やはりあなたが監督者である立場において、もう少し善良なる運営をするように、強力な影響力を与えてもらいたいと私は思うが、これに對してあなたはどうかいうお考えをお持ちであるか、お伺いをいたしたいと思ひます。

○河野(通)政府委員 お答え申し上げます。第一点の、過去の貸出しについてわくというお話でありましたが、具体的な貸出しに對して、さかのぼつて信用保証協会の保証を適用する、従来保証協会の保証なくして貸し出しておつたものを、新しく加えて保証協会の

保証を適用するということは、原則的には、私は適当な措置でないと思います。従いまして、午前中にも申し上げた通りに、これらの問題が行き過ぎるということとは適当でない、こういう例が実はほかにもあるわけがあります。

たとえば、中小信用保険の制度などについてきましても、やはり過去の債権を、形だけ整えて中小信用保険にかけるといふたようなことが行われている例が絶無でないように聞くのであります。これは、それとよく似た例でないかと思ひます。私は、原則的にはそういうことは適当でないと思ひますから、それを是正させる方法を、私の責任においてとりたいと思つております。それから、申し上げましたのは、個々の場合においては、必ずしもそう一概には言ひ切れない場合がある、だからすべてがすべていけないのだと言えないということです。私申し上げておきたいと思ひます。原則はあくまで適当でないと思ひますから、これについては必要な措置をとります。

第二点につきましては、これは申し上げるまでもなく、歩積みとか両建というようなことは、ことにこういう中小の零細な金融を受けておられる方々についてやることは適当でないということで、かね／＼自粛をさせ、そういうことは是正をはかつて参つたのであります。が、私は、必ずしも信用保証協会の保証のあるなしにかかわらず、中小企業、金融につきましては、歩積みとか両建とかいうもののできるだけやめて行くように指導して行かなければならぬと思ふ。特に信用保証協会の保証のついておるものにつきましては、歩積みというものがその役割をい

たしております保証の性質は、信用保証協会の保証によつて満たされておりますから、特にそういう点については、当然やめさせるべきだと思ひます。今御指摘のような点は、一々もつともでありますから、私の責任においてしるべき処置はとりたいと思ひます。

○春日委員 国会の意思と局長の御意見とは、幸いにそこで合致してありますので、ぜひともその趣旨に従ひまして、通牒なり、しかるべき会合を通じて、金融機関をしてその趣旨にのっとらしめるような処置をとられることを強く要望するものであります。

次に、災害地に対して、中小企業金融公庫、国民金融公庫などいろいろ政府金融機関の資金が大幅に放出されつつあると思ひます。これはあらかじめ想定された支出ではないのでありますから、九州なり和歌山県なり、地帯を限つて、大体一定のあくを置いて、そこに重点的に放出されるということになれば、そうでない平常な規模と計画において予定されておりました資金源をそれだけ蚕食することになるのであります。先般新聞を見ました、大野国務相が、私は政治力でこれらの資金源をまかなつてみせると言われておりました。それだけそうしておられるものでないということは、承知しておりますけれども、現実には公庫の金を六億円とつておる。和歌山には何がしの処置が講ぜられるでありました、しかしながら、零細なる国民金融公庫の金を六億円ふんだくつたり、その他国家財政によるこういう機関の金を大幅に頭をはねることによつて、その資金源をまかない、この資金

がそういう方面に大きく食われるというところは、私は大いに考えなければならぬと思ひます。それだけ減るなら減るだけに、公庫を通して、そういう零細融資に当らしめることが適当だとすれば、資金源は別途に考慮を加えなければならぬ。たとえば、本年度において増資の予定がされておつたといふすれば、その額は、それだけ一方においてふえるだけの措置が並行的に行われてしかるべきだと思ひますが、これに対して局長はどういう御見解をお持ちですか。あるいは、そういうような問題について何か政府部内において目下対策を講ぜられつつあるかどうか、御答弁願ひたいと思ひます。

○愛知政府委員 まことにごもつともなお尋ねてござりますが、実は国民金融公庫の問題にいたしまして、いつも政府が御難難を受けることは措置がおそきに失する、とにもかくにもできるだけの措置は早くやらなければならぬということでありまして、今回は災害が起りますと、できるだけ早く国民金融公庫の方との御相談もいたしまして、率直に申し述べればあのこととはあのこと、とりあえずの措置としてこれだけのものを抽出しようということにきめたわけでありまして、決して人の分のピンをはねたことではないのであります。災害対策全体に對しましては、これも率直に申し上げれば、やはり場合によりましては、二十八年度予算の補正ということも私は必要ではなからうかと思ひますが、国民金融公庫の資金計画についても、この六億円について、あるいは今後出すであろう六億円プラス・アルファの分について

ては、そのためにほかの融資計画が狂うように、全体をプラス・アルファとして考へるということももちろんございします。そのために今全体の災害の対策とにらみ合せまして、順次所要の措置を講ぜんとしつとあるところであります。

○春日委員 ただいま次官の御答弁によりまして、いざれ補正予算等において、これが資金源の補正が行われるであらう、こういう御答弁を得ましたので、これに強く期待することによつて満足いたします。

次は、中小企業金融公庫法案について銀行局長にお伺ひしたいと思ひます。先般通産委員会との合同委員会において、それ／＼の問題について私は質問をいたしましたので、あるいは速記録によつてあれ／＼の疑義はすでに御承知を願つておるかと思ひますが、なお局長に關係する二、三の問題について、御意見を承りたいのであります。この第三十四条であります、その中に、昨年の十二月二十六日に商工組合中央金庫に対して政府から二十億貸してある、これは今度の百億貸出資金の中に加えるのだといつております。設立したときに、その二十億は中金から返してもらつて、そうして公庫への貸出に充てるのだ、同時に、これは公庫から貸付けた形にするのだ、こういう法律の形になつております。しかし現実の問題として、局長並びに次官がよくお考えを願ひたいことは、農林漁業金融公庫、これの方は今五百五十一億という龐大な財政資金が注入されておまして、農業、林業、漁業等については、それ／＼大幅な財政援助が行われております。ところが中小企

業においてはそういうものが行われてはいなかつた、すなわち設備資金、長期運転資金については考慮されていなかったから、何とかしてくれといふことで、これは第十五国会以来、特に業者たちがしばしば大会も開き、国会においても、星島氏から動議として、超党派の決議文等も出まして、少くとも三百億くらいは出してもらいたいのだ、でなければ、現在の中小企業の設備の老朽化や、あるいは不況を切り抜けるための適切な資金が得られないのだ、こういうことで、逐次こういう法案が生れて来るに至つたと思ひます。

その二百億、これではなお足りないけれども、国家財政が非常に窮乏なのでやむを得ないものとして、この百億円で一応了承しつと法律審議を進めて参りますと、実は昨年の十二月に二十億田中金に貸してあるといふものを取上げて、出資の方にまわすのだといふ。こういうことは、二十億田中金にかつたような気がするわけでありまして、少くとも星島さんが衆議院においてあの決議案を出されたときには、われわれは三百億貸といふものを想定しつと、またそれが必要であるといふ確信の上に立つてあの決議案が出たのであります。これが百億田中金になる。しかもその中の二十億田金は、もう中金に出したやつをとつて、そうしてこの百億に充当するのだ、こういうことでは、私はインチャキヤとは思ひます。ですから、通産の政務次官に對して、この三十四条を削除して、貸したやつは貸してあるのだ、それは何も必要でないものを貸したのではなく、中金本来の使命、その必要に基いてこれは貸

されたのだから、これは中金自体に独自に必要なのだ、そうして百億田金うものは、長期資金並びに設備資金なんだから、新しい要請に基いて正味百億田出してくれ、こういう強い要望をいたしまして、政務次官は、なおかつ愛知さんとも御相談して、この問題について検討したいという答弁でありました。この問題は、財政を握つておられる愛知さんとして、もう少し積極的に御配慮願ひすることによつて、少くとも今日中小商工業者が百億田出してくれといつたら、気前よく百億田出してやつてもらいたい。農林、水産、漁業に對しては五百五十一億出ておるではないか。こういうような比較検討を加えてみますときに、私は百億田くらい出したつて決して過大とは思ひません。こういうような点を考えまして、中金の二十億をそのまま取上げるというようになけりかき考え方を持たないで、もう少し機会均等にお取扱いを願ひたい。よろしいか、農業、林業、漁業、これは三つである。ところが中小企業の方は、この中には鉄鋼もあり、あるいは陶磁器もあり、ガラスもあり、少くとも何百という業種を含んでいる。そのすべてのものを対象としている。だから、何とかこの百億田の正味が出るように、三十四条を直されるような御意思はないか、ちよつと御意見を承りたい。

○愛知政府委員 この点もまつたくもつとも、何とも説明申し上げると弁解がましくなるので、恐縮なんでしょうが、昨年の暮れ衆参両院におきまして、この問題について決議もありました緊急質問もありまして、そのときに政府側としては、少くとも百億田を

○浅香委員 資料の要求をいたしました。一、全国バツ協同組合連合会、東京都中央区銀座七の一、全日本ペン工業会、東京都港区新橋二の六、一、日本ペン技術協会、以上の全国団体のうち、各地からの加盟組合員及び組合員の員数、一、過去五箇年にわたるこれらの全国団体に食糧庁として流した原材料を一覧表として提出を願いたいと思います。

ここで緊急動議を提出いたします。ただいま議題となつております十五法案中、厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案及び国有財産法等の一部を改正する法律案の両案につきましては、すでに質疑を尽くされたと思ひますので、この際質疑を打ち切り、討論を省略して、ただちに採決に入れんことを望みます。

○千葉委員長 ただいまの浅香君の動議のごとく決定するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○千葉委員長 御異議ないようでありますから、厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案及び国有財産法等の一部を改正する法律案の両案につきましては、以上をもつて質疑を打ち切り、討論を省略して、これより採決に入ります。

この両案を原案の通り可決するに賛成の諸君の御起立を願います。

〔総員起立〕

○千葉委員長 起立総員。よつて右両案は原案の通り可決いたしました。

○千葉委員長 次に先ほどに引き続き、本日の日程に掲げました十五法案中、ただいま議了いたしました両案を除いた十三法案を議題として、質疑を続行いたします。

○浅香委員 動議を提出いたします。ただいま議題となりました十三法案中、国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案につきましては、審査の必要上、秘密懇談会を開かれんことを望みます。

○千葉委員長 ただいまの浅香君の動議のごとく決定するに御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○千葉委員長 御異議ないようでございますから、これより秘密懇談会に入ります。

〔午後三時二十九分秘密懇談会に入る〕

〔午後四時二十六分秘密懇談会を終る〕

○千葉委員長 以上をもつて秘密懇談会を終ります。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時二十七分散会

〔参照〕

厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案〔内閣提出〕に関する報告書

国有財産法等の一部を改正する法律案〔内閣提出〕に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十八年七月三十一日印刷

昭和二十八年八月一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局